

新	旧
<p>第2節 複製物の譲渡を目的としない著作物の複写</p> <p>1 複写の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が、出版物の小部分、少数数の範囲に限られるものとする。</p> <p>2 契約方式</p> <p>利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。</p> <p>(1) 包括許諾契約 1年間の複写を包括的に許諾する方式で、次の2方式がある。</p> <p>① 簡易方式</p> <p>次の2方式から利用者の複写実態に合わせて一つを利用者が選択することができる。</p> <p>a 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式</p> <p>b 全コピー機及びスキャナー台数に基づく年間使用料額の決定方式</p> <p>② 実額方式</p> <p>利用者(小規模企業：全従業員数が概ね50人以下)が出版物の複写の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複写量に基づいて使用料を支払う方式。</p> <p>(2) 個別許諾契約 複写を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。</p>	<p>第2節 複製物の譲渡を目的としない著作物の複写</p> <p>1 複写の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が、出版物の小部分、少数数の範囲に限られるものとする。</p> <p>2 契約方式</p> <p>利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。</p> <p>(1) 個別許諾契約 複写を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。</p> <p>(2) 包括許諾契約 1年間の複写を包括的に許諾する方式で、次の2方式がある。</p> <p>① 実額方式</p> <p>利用者が出版物の複写の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複写量に基づいて使用料を支払う方式。</p> <p>② 簡易方式</p> <p>次の2方式から利用者の複写実態に合わせて一つを利用者が選択することができる。</p> <p>a 全コピー機台数に基づく年間使用料額の決定方式</p> <p>b 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式</p>

3 使用料

(1) 包括許諾契約

① 簡易方式

a 全従業員数方式選択時の年間使用料 = 100 円 × 全従業員数
但し、利用者が、研究費対売上高比 5%以上の企業の場合、
100 円は 120 円、研究費対売上高比 1%未満の企業の場合、
100 円は 80 円とする。

b 全コピー機台数方式選択時の年間使用料 = 12,500 円 × 全
コピー機台数

② 実額方式

報告対象期間の使用料 = 4 円 × 報告対象期間の複写量

(2) 個別許諾契約

使用料 = 4 円 × 複写される出版物の頁数 × 複写部数
但し、基本使用料金として契約 1 件につき 500 円を徴収する。

4 最低使用料金

上記 3 (1)①a あるいは 3 (1)②の使用料の年間合計金額が 3,000 円に
満たない場合は、最低使用料金として 3,000 円を適用する。

3 使用料

(1) 個別許諾契約

使用料 = 4 円 × 複写される出版物の頁数 × 複写部数
但し、基本使用料金として契約 1 件につき 500 円を徴収する。

(2) 包括許諾契約

① 実額方式

報告対象期間の使用料 = 4 円 × 報告対象期間の複写量

② 簡易方式

a 全コピー機台数方式選択時の年間使用料 = 12,500 円 × 全
コピー機台数

b 全従業員数方式選択時の年間使用料 = 100 円 × 全従業員数
但し、利用者が、研究費対売上高比 5%以上の企業の場合、
100 円は 120 円、研究費対売上高比 1%未満の企業の場合、
100 円は 80 円とする。

4 最低使用料金

上記 3 (2)①あるいは 3 (2)②b の使用料の年間合計金額が 3,000 円
に満たない場合は、最低使用料金として 3,000 円を適用する。

第5節 複製物の譲渡を目的としない著作物の電磁的複製

1 複製の対象は、著作物の小部分、少規模の範囲に限られるものとする。

2 契約方式

利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。

(1) 包括許諾契約 1年間の複製を包括的に許諾する方式で、次の2方式がある。

① 簡易方式 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式

② 実額方式 利用者(小規模企業：全従業員数が概ね50人以下)が著作物の複製の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複製量に基づいて使用料を支払う方式。

(2) 個別許諾契約 複製を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。

第5節 複製物の譲渡を目的としない著作物の電磁的複製

1 複製の対象は、著作物の小部分、少規模の範囲に限られるものとする。

2 契約方式

利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。

(1) 個別許諾契約 複製を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。

(2) 包括許諾契約 1年間の複製を包括的に許諾する方式で、次の2方式がある。

① 実額方式 利用者が著作物の複製の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複製量に基づいて使用料を支払う方式。

② 簡易方式 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式

3 使用料

(1) 包括許諾契約

① 簡易方式

全従業員数に基づく年間使用料=140円×全従業員数

但し、利用者が、研究費対売上高比5%以上の企業の場合、140円は168円、研究費対売上高比1%未満の企業の場合、140円は112円とする。

②実額方式

報告対象期間の使用料=10円×報告対象期間の合計複製頁数×「小規模」における上限数

(2) 個別許諾契約

使用料=10円×複製される著作物の頁数×「小規模」における上限数

但し、基本使用料金として契約1件につき500円を徴収する。

4 最低使用料金

上記3(1)①あるいは3(1)②の使用料の年間合計金額が4,200円に満たない場合は、最低使用料金として4,200円を適用する。

5 許諾条件

第5節に基づく許諾を受けるには、同時に第2節に基づく許諾を受けることを条件とする。

3 使用料

(1) 個別許諾契約

使用料=10円×複製される著作物の頁数×「小規模」における上限数

但し、基本使用料金として契約1件につき500円を徴収する。

(2) 包括許諾契約

① 実額方式

報告対象期間の使用料=10円×報告対象期間の合計複製頁数×「小規模」における上限数

② 簡易方式

全従業員数に基づく年間使用料=140円×全従業員数

但し、利用者が、研究費対売上高比5%以上の企業の場合、140円は168円、研究費対売上高比1%未満の企業の場合、140円は112円とする。

4 最低使用料金

上記3(2)①あるいは3(2)②の使用料の年間合計金額が4,200円に満たない場合は、最低使用料金として4,200円を適用する。

5 許諾条件

第5節に基づく許諾を受けるには、同時に第2節に基づく許諾を受けることを条件とする。

附則

1. この使用料規程で表示される金額は、全て税別とする。

2～4 削除

2. この使用料規程は、令和 年 月 日より実施する。

3. 2にかかわらず、既に包括許諾契約の実額方式で契約している利用者の令和5年度の使用料は、改正前の使用料規程を適用することとする。

附則

1. この使用料規程で表示される金額は、すべて税別とする。

2. この使用料規程は、令和3年8月10日より実施する。

3. この使用料規程の実施日から令和4年3月31日までの間は、第2節および第5節については、利用者が株式会社日本経済新聞社発行による「日本経済新聞」「日経産業新聞」「日経MJ」又は「日経ヴェリタス」（以下併せて「特定委託著作物」という）を利用しない場合には、変更前の使用料規程を適用するものとし、特定委託著作物を利用する場合にのみ変更後の規程を適用する。

4. 前項の期間において変更後の規程を適用する場合、第2節および第5節の「包括許諾契約」の項に記載の「年間使用料」を「この使用料規程の実施日から令和4年3月31日までの間の使用料」に読み替えて適用するものとする。なお、この場合、利用者の契約日からこの使用料規程の実施日までの使用料については支払う必要はないものとする。